

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p>国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険税賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。</p> <p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 国民健康保険の加入、脱退、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証の交付を行う。2. 被保険者及び世帯主の所得等の情報を把握し、国民健康保険税賦課額を決定し、納入通知書・決定通知書を発送する。3. 保険税の賦課又は徴収に関する事務及び納付された保険税の収納情報を管理する。4. 保険税の減免に関する事務を行う。5. 滞納者の情報を管理し滞納処分を行う。6. 限度額適用認定証等、申請による各種認定証等の交付を行う。7. 保険給付の支給に関する事務を行う。8. 保健事業の実施に関する事務を行う。 <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>また、保険税の還付及び給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを利用して公金受取口座情報を取得する。</p>
②事務の概要	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none">・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 市町村事務処理標準システム2. 収納消込／滞納管理システム3. 団体内統合宛名システム4. 中間サーバー5. 国保総合システム6. 国保情報集約システム7. 医療保険者等向け中間サーバー等8. 特定健診等データ管理システム9. 国保データベース(KDB)システム及びKDB補完システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル
- (2)国民健康保険特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表 項番24、44 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座連携業務> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 以上の法令上の根拠より、国民健康保険事務において個人番号を利用する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(27、38、137、141の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、19、111の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(164、165、166の項)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」、「国民健康保険法による保険給付の支給」又は「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(48、69、70、71の項)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p><公金受取口座連携業務></p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保医療課／市民部 税務課
②所属長の役職名	国保医療課長／税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 国保医療課 電話 0790-42-8721</p> <p>〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 税務課 電話 0790-42-8712</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 国保医療課 電話 0790-42-8721</p> <p>〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 税務課 電話 0790-42-8712</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	平成27年6月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項	(下記を追加) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	
平成29年7月1日	I-5-① 部署	健康福祉部 市民課	健康福祉部 国保医療課	事後	
平成29年7月1日	I-5-② 所属長	市民課 課長 民輪清志	市民課 課長 菅野広美	事後	
平成29年7月1日	I-7 請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 市民課 電話番号 0790-42-8721	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 国保医療課 電話番号 0790-42-8721	事後	
平成29年7月1日	I-8 連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 市民課 電話番号 0790-42-8721	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 国保医療課 電話番号 0790-42-8721	事後	
平成29年7月1日	II-1 対象人数	平成27年5月15日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月15日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	国保医療課長 棚田隆章	国保医療課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月28日	II-1 対象人数	3)1万人以上10万人未満 平成29年7月1日 時点	2)1,000人以上1万人未満 平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(記載なし)	(記載なし)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年8月31日	I-1-② 事務の概要	加西市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ②国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ③世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ④世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ⑤被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 (続く)	(下記を追加) <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		(続き) 番号法の別表第二に基づいて、加西市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。			
令和2年8月31日	I-1-③ システムの名称	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー	(下記を追加) 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和2年8月31日	I-2 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収滞納ファイル	(下記を追加) (5)宛名特定個人情報ファイル (6)国民健康保険特定個人情報ファイル	事後	
令和2年8月31日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	(下記を追加) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年8月31日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第二百三十六条第一項(同法第二百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第二百三十八条第一項又は第二百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの)が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) (続く)	(下記を追加) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119の項)</p> <p>(続く)</p>			
		<p>(続き)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>:第一条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項</p> <p>※別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。</p> <p>※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</p> <p>※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>(続く)</p>			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>: 第20条、第25条、第26条</p> <p>※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>			
令和5年11月1日	公表日	令和2年8月31日	令和5年11月1日	事後	
令和5年11月1日	I -1-② 事務の概要	<p>加西市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</p> <p>②国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</p> <p>銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</p> <p>③世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</p> <p>④世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</p> <p>⑤被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</p> <p>(続く)</p>	<p>国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険税賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。</p> <p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険の加入、脱退、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証の交付を行う。 2. 被保険者及び世帯主の所得等の情報を把握し、国民健康保険税賦課額を決定し、納入通知書・決定通知書を発送する。 3. 保険税の賦課又は徴収に関する事務及び納付された保険税の収納情報を管理する。 4. 保険税の減免に関する事務を行う。 5. 滞納者の情報を管理し滞納処分を行う。 6. 限度額適用認定証等、申請による各種認定証等の交付を行う。 7. 保険給付の支給に関する事務を行う。 8. 保健事業の実施に関する事務を行う。 <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>(続く)</p>	事後	国保情報集約システムの機器更改による事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き)</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、加西市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行つ。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	<p>(続き)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行つとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>(続く)</p>		
			<p>(続き)</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行つ。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 		
令和5年11月1日	I-1-③ システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村事務処理標準システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保総合システム 6. 国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等 8. 特定健診等データ管理システム 9. 国保データベース(KDB)システム及びKDB補完システム 	事後	
令和5年11月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	<ol style="list-style-type: none"> (1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収滞納ファイル (5)宛名特定個人情報ファイル (6)国民健康保険特定個人情報ファイル 	<ol style="list-style-type: none"> (1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 	事後	個人情報ファイルの様式変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	I-4-(2) 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12、15、78、81の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>(続く)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12、15、78、81の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>(続く)</p>	事後	国保情報集約システムの機器 更改による事務の追加
		<p>(続き)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119の項)</p> <p>(続く)</p>	<p>(続き)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」、「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」又は「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(27、42、43、44の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>: 第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ 第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2 号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第 4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6 号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5 号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条 第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2 号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第 3号第4号第6号第7号第8号第二項</p> <p>※別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。</p> <p>※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</p> <p>※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>(続く)</p>			
		<p>(続き)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>: 第20条、第25条、第26条</p> <p>※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 			
令和5年11月1日	I-5-① 部署	健康福祉部 国保医療課	市民部 国保医療課／市民部 税務課	事後	機構改革による
令和5年11月1日	I-5-② 所属長	健康福祉部 国保医療課	市民部 国保医療課／市民部 税務課	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	I-8 連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 国保医療課 電話 0790-42-8721	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 国保医療課 電話 0790-42-8721 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 税務課 電話 0790-42-8712	事後	機構改革による
令和5年11月1日	I-8 連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 国保医療課 電話 0790-42-8721	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 国保医療課 電話 0790-42-8721 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 税務課 電話 0790-42-8712	事後	機構改革による
令和5年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	公表日	令和5年11月1日	令和6年9月27日	事前	
令和6年9月30日	I-1-② 事務の概要	<p>国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険税賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。</p> <p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 国民健康保険の加入、脱退、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証の交付を行う。 2. 被保険者及び世帯主の所得等の情報を把握し、国民健康保険税賦課額を決定し、納入通知書・決定通知書を発送する。 3. 保険税の賦課又は徴収に関する事務及び納付された保険税の収納情報を管理する。 4. 保険税の減免に関する事務を行う。 5. 滞納者の情報を管理し滞納処分を行う。 6. 限度額適用認定証等、申請による各種認定証等の交付を行う。 7. 保険給付の支給に関する事務を行う。 8. 保健事業の実施に関する事務を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>(続く)</p>	<p>国民健康保険法及び関係法令に従い、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うため、被保険者の資格情報の管理並びに保険税賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行う。</p> <p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 国民健康保険の加入、脱退、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証の交付を行う。 2. 被保険者及び世帯主の所得等の情報を把握し、国民健康保険税賦課額を決定し、納入通知書・決定通知書を発送する。 3. 保険税の賦課又は徴収に関する事務及び納付された保険税の収納情報を管理する。 4. 保険税の減免に関する事務を行う。 5. 滞納者の情報を管理し滞納処分を行う。 6. 限度額適用認定証等、申請による各種認定証等の交付を行う。 7. 保険給付の支給に関する事務を行う。 8. 保健事業の実施に関する事務を行う。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>(続く)</p>	事前	・法改正による ・公金受取口座連携対応による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>(続く)</p>	<p>(続き)</p> <p>また、保険税の還付及び給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを利用して公金受取口座情報を取得する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>(続く)</p>		
		<p>(続き)</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	<p>(続き)</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I-3 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第1 項番16、30</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日 内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p>以上の法令上の根拠より、国民健康保険事務において個人番号を利用する。</p>	<p>1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表 項番24、44</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座連携業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 <p>以上の法令上の根拠より、国民健康保険事務において個人番号を利用する。</p>	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正による ・公金受取口座連携対応による
令和6年9月30日	I-4-② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12、15、78、81の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) <p>(続く)</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(27、38、137、141の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、19、111の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(164、165、166の項) <p>(続く)</p>	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正による ・公金受取口座連携対応による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>(続き)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」、「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」又は「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(27、42、43、44の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第20条、第25条、第25条の2、第26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>(続き)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表 <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」、「国民健康保険法による保険給付の支給」又は「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(48、69、70、71の項) <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座連携業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号 		
令和6年9月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	